

福岡県制度融資について（福岡県）

関連URL（2020.06.29）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る福岡県制度融資について
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>

新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・福岡県制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）チラシ
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/529873_60312285_misc.pdf
次ページ以降に表示

- ・福岡県制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）詳細
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/529873_60312333_misc.pdf
次ページ以降に表示

緊急経済対策資金

- ・福岡県制度融資（緊急経済対策資金）チラシ
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/529873_60295192_misc.pdf
次ページ以降に表示

- ・福岡県制度融資（緊急経済対策資金）詳細
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/529873_60312320_misc.pdf

次ページ以降に表示

- ・（様式第1号）緊急経済対策資金確認申請書 [Word ファイル／64KB]
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/529873_60295193_misc.doc

- ・各支援事業のデータは、直轄産業振興センターとして必要と思われる部分を抜粋して記載しています。
- ・各社、個人においては、不足のデータがあると思いますが、その場合には一番最初のURLに入って頂き検索をお願いします。
- ・また各データは日々更新が 있습니다。出来るだけ最新を検索していますが、間に合っていない場合は御容赦ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ～「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内～

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年6月25日時点)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者(個人事業主含む)の皆様に対し、福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

融資対象者	市町村から以下のいずれかの認定を受けた方 ①セーフティネット保証4号(売上高▲20%以上) ②セーフティネット保証5号(売上高▲5%以上) ③危機関連保証(売上高▲15%以上)
融資限度額	4,000万円
資金用途	運転・設備資金(借換資金含む)
融資利率	実質無利子 (3年経過後1.3%)
保証料率	0%
担保	無担保
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
保証人	個人は不要 法人は一定要件(①法人・個人の分離、②資産超過)を満たせば不要
申込期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日
申込先	指定金融機関、商工会議所・商工会、中央会(組合関係)

融資利率

融資対象者のうち、下記に該当する方については、事後的に所定金利(1.3%)相当分について利子補給(キャッシュバック)が行われ、3年間実質無利子となります。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、融資利率1.3%となります。

保証料

融資対象者のうち、下記に該当する方については、保証料(0.85%)の全額が減免されます。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、保証料率0.425%(経営者保証免除の場合は0.525%)となります。
※条件変更に係る保証料については減免の対象となりません。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)

☎0120-567-179(通話無料)

9時から17時(土日・祝日も対応)

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。
最新の情報・詳細については県のHPをご覧ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195



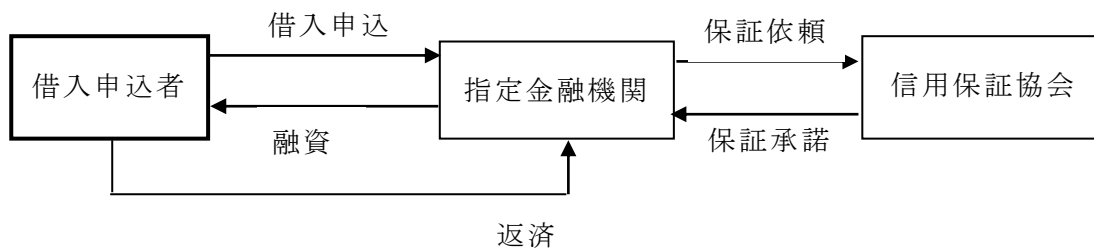
福岡県

資金名	新型コロナウイルス感染症対応資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に規定する事業者であって、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因するものとして同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する事業者であって、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定（売上高等の減少を要因としないものを除く。）を受けたもの</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する事業者であって、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因するものとして市町村長の認定を受けたもの</p>
資金用途	経営の安定に必要な事業資金
融資限度額	4,000万円以内
融資利率	1.30% (ただし、(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの及び(2)のうち個人事業主かつ小規模企業者であるものについては、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により補給を行うものとする。)
保証料率	0.85% (ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。) (ただし、(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの及び(2)のうち個人事業主かつ小規模企業者であるものの保証料については全額を、それ以外のものの保証料については2分の1を国が補助する。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。)
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）
担保	不要（ただし、既設定根抵当権を除く）
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式） 2 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は住民票抄本（発行後1か月以内のもの） 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書の写し 10 (1)又は(2)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書 11 (3)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定書 12 経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書

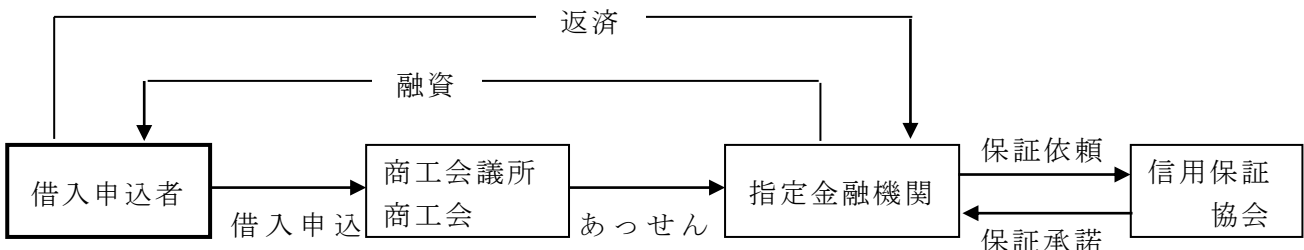
	<p>13 その他必要と認める書類</p> <p>[特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]</p> <p>事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>
備考	<p>1 取扱期間は、令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたものとする。</p> <p>2 本資金においては、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>3 借換えの取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>（1）借換保証制度要綱（平成15年1月31日付平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外となる本資金の保証で借換えることができるものとする。</p> <p>①令和2年1月29日以降から本資金取扱開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>②責任共有制度の対象となる本資金の保証</p> <p>（2）次に掲げる場合を除き、本資金の保証を本資金の保証で借換えることはできないものとする。</p> <p>①責任共有制度の対象となる本資金の保証を、責任共有制度対象外となる本資金の保証で借換える場合</p> <p>②法人代表者の連帯保証が付された本資金の保証を、経営者保証免除対応を適用した本資金の保証で借換える場合</p> <p>4 本資金を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。</p> <p>5 本資金において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>①直近の決算書が資産超過であること</p> <p>②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年5月1日時点)

福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県の制度融資「緊急経済対策資金」による資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

・市町村にて「危機関連保証」又は「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円(危機関連保証は別枠1億円)
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0%(県が0.8%分を全額負担)
対象業種	全業種

危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比15%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

・市町村にて「セーフティネット保証5号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%
対象業種	全業種

セーフティネット保証5号

対象業種(※)に属する事業を行っており、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年5月1日からセーフティネット保証5号の対象業種が全業種に拡大されました。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)
☎0120-567-179(通話無料)
9時から17時(土日・祝日も対応)

<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。
最新の情報については県のHPをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



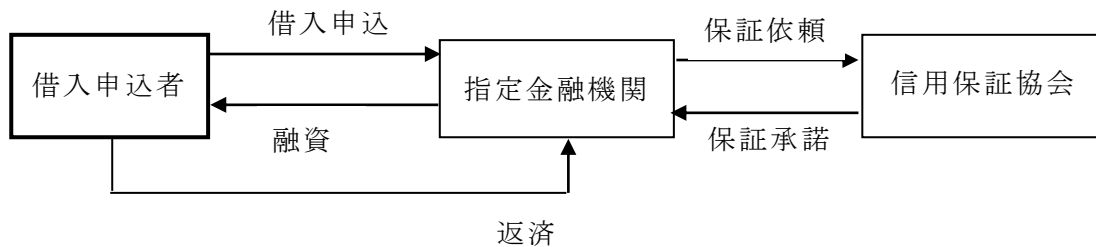
資金名	緊急経済対策資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの並びに（11）の代表者及び事業を営んでいない個人については県内に住所又は居所を有する者</p> <p>（1）中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する事業者であって、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>（2）知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>（3）大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上あるもの</p> <p>（4）福岡県中小企業再生支援協議会の2次支援を受け、関係金融機関の支援を得ているもの または、同協議会の2次支援を受け、再生計画（変更計画を含む）の策定終了後、原則として6か月以内のもの</p> <p>（5）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、以下「東日本大震災法」）第128条第1項第1号に該当するもの、又は、同号に規定する事業者であって、経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けたもの</p> <p>（6）緊急経済対策資金の借入残高を有するもの</p> <p>（7）原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>（8）消費税率引上げの影響で経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>（9）中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>（10）経営改善計画を策定し、中小企業等経営強化法第32条第2項における認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗の報告を金融機関に行うもの</p> <p>（11）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者（同項第1号及び第2号に該当するものに限る。）、中小企業者（同項第1号イに該当するものに限る。）の代表者又は事業を営んでいない個人</p> <p>（12）次の①又は②に該当し、かつ、③に該当するもの ①3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと</p>
資金用途	<p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換資金も含む（但し、融資対象（2）の規定により知事が指定した「平成29年7月九州北部豪雨」及び「平成30年7月豪雨」に係る緊急特別融資枠（以下「緊急特別融資枠」という。）による借換は、原則として、認めない。） ・設備資金は災害、再生関連、（9）、（10）、（11）及び（12）のみ ・（4）については、福岡県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生計画に明記された、再生に必要な資金 ・（10）については、経営改善計画の実行に必要な資金 ・（11）については、経営の承継に必要な資金 ・（12）については、保証人を提供している既往借入金の返済資金を含む
融資限度額	<p>（1）～（8）1億円以内（但し、「緊急特別融資枠」については、「平成29年7月九州北部豪雨」及び「平成30年7月豪雨」の災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。）</p> <p>（9）（1）～（8）、（10）～（12）とは別に1億円以内</p> <p>（10）（1）～（9）、（11）、（12）とは別に5,000万円以内</p> <p>（11）、（12）（1）～（10）とは別に1億円以内</p>

融資利率	(10) 1. 10% (1)～(5)、(7)～(9) 1. 30% (但し、「緊急特別融資枠」については0.9%) (6) 1. 40% (11)、(12) 1. 40%以内
保証料率	0.25%～1.62% (但し「緊急特別融資枠」については、0%) (但し、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となることがあります) (但し、融資対象(1)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた場合は0%) (但し、融資対象(9)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた場合は0%) (但し、(12)について、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて経営者保証コーディネーターが確認した場合は、0.20%～0.87%)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内) (10)は運転5年以内、設備7年以内、保証付融資の借換は10年以内(据置期間1年以内)
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。 (但し、(12)については、徴求しない。)
受付機関	商工会議所・商工会、中央会(組合関係)、指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書(借入申込書、信用保証委託契約書一式) 2 納税証明書 3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は住民票抄本 (発行後1か月以内のもの) 4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本(発行後1か月以内のもの) 5 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) 6 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 7 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 8 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 9 個人情報提供に関する同意書 10 決算書、納税申告書等の写し 11 緊急経済対策資金確認申請書(様式第1号)(但し、(4)に該当する場合を除く) 12 (1)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書 13 (2)の災害に該当する場合は、市町村長発行の罹災証明書 14 (4)に該当する場合は、2次支援決定通知書 15 (5)に該当する場合は、東日本大震災法第128条第1項の規定に基づく、第1号に該当することを証明するもの、または、経営の安定に支障が生じている旨の市町村長発行の認定書 16 (9)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定書 17 (10)に該当する場合は、経営改善計画書の写し及び経営力強化保証の申込人資格要件を満たすことが確認できる書類 18 (11)に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に基づく認定書(申請書の写しを含む) 19 (12)に該当する場合は、事業承継計画書及び財務要件等確認書に加え、以下のそれぞれの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・既往借入金を借り換える場合にあつては借換債務等確認書 ・既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書 ・保証料率但し書きに定める経営者保証コーディネーターが確認した場合の料率を適用する場合にあつては、事業承継時判断材料チェックシートの写し 20 その他必要と認める書類

	<p>[特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]</p> <p>事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>
備考	<p>融資対象（11）について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資金用途は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務返済資金又は株式等若しくは事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償金 ⑤ その他事業活動の継続に特に必要な資金 2 融資を受けるものが会社である中小企業者の代表者の場合の保証人は、原則として、当該中小企業者のみとし、融資を受けるものが事業を営んでいない個人の場合の保証人は、原則として、会社である他の中小企業者のみとする。 3 NPO法人は対象外とする。 <p>融資対象（12）について、資金用途は以下のとおりとする。 事業資金であって、次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ①に該当するものにあつては、保証人（個人に限る。以下2において同じ）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 2 ②に該当するものにあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

